

衆議院法務委員会ニュース

平成 26.3.25 第 186 回国会第 6 号

3月25日（火）、第6回の委員会が開かれました。

1 少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

- ・階猛君（民主）提出の修正案について、提出者階猛君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・原案及び修正案について、谷垣法務大臣、奥野法務副大臣、平口法務大臣政務官、高島厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
- ・原案及び修正案について、参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
(参考人) 中央大学法科大学院教授 小木曾 綾君
少年犯罪被害当事者の会代表 武 るり子君
弁護士・社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長 坪井 節子君
大阪学院大学教授・一橋大学名誉教授・弁護士 村井 敏邦君
- ・原案及び修正案について、谷垣法務大臣、政府参考人及び修正案提出者階猛君（民主）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

(質疑者及び主な質疑内容)

階 猛君（民主）

- ・本法律案の提出の経緯、特に、審判傍聴制度の拡充及びモニターによる少年審判の視聴の要望への対応、及び犯罪被害者からの要望である「モニターによる少年審判の視聴制度」が今回の改正で導入されないことについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・不定期刑の長期と短期の上限の引上げについて、平成16年の刑法改正で刑法に定める刑を引き上げた際にこれを行わず、今回、行うこととしたことには相当な理由が必要であると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・不定期刑の長期と短期の上限の引上げではなく、不定期刑を廃止し、成人と同様に一般の刑を科すこととする方が、犯罪被害者の意見を反映した内容となると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大について、法施行後の実際の運用において検察官関与が大幅に増えるものではないということを確認したい。
- ・国民年金に係る死亡一時金に関し、加入者が失踪宣告により死亡扱いになったケースにおいて、平成24年の時効に関する運用変更により、一時金をもらえなくなった事案への厚生労働省の今後の対応方針を伺いたい。

田 嶋 要君（民主）

- ・次回の死刑制度に関する世論調査において、終身刑を導入して死刑を廃止することの是非等についての質問

項目を設ける必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・成人の再犯防止にも教育が重要であり、少年は心身の発達の途上だから保護・教育を優先するという少年法の精神を成人の処遇にも適用すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・施設の運営についての民間委託を進めるなどして、刑務所の職員負担率を下げ、その分、教育や職業訓練を充実して再犯防止につなげる必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

西 田 譲君（維新）

- ・現行法において不定期刑の長期の上限を10年、短期の上限を5年と定めている趣旨及び不定期刑の長期と短期の性格の違いについて、伺いたい。
- ・不定期刑の短期について、処断刑を下回ることができることとした理由について伺いたい。また、処断刑を下回ることができる場合について、改正案の第52条第2項に「少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるとき」とあるが、「その他の事情」とはどのような事情なのか、伺いたい。
- ・無期刑の緩和刑として言い渡すことができる有期刑の上限の引上げに際して、下限の引上げについては検討しなかったのか、伺いたい。
- ・今回の改正は厳罰化であると報道されていることについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・少年審判における国選付添人及び家庭裁判所調査官の

役割の違い並びに検察官関与制度の意義について伺いたい。また、少年審判における国選付添人と検察官は、少年の健全育成のために協力し合う関係にあると考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。

高橋みほ君（維新）

- ・改正による刑の引上げについて、少年の更生にどのような効果があると考えているのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・裁判所の裁量による国選付添人の選任に関し、資力要件を設けない理由について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・検察官関与制度の対象事件の範囲が拡大することから、少年審判についても刑事裁判と同様に、予断排除原則や伝聞法則を採用すべきではないかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ドイツでは教育能力や教育経験を備えた少年係検察官がおり、我が国においても同様に検察官の能力を担保する必要があると考えるが、法務大臣政務官の見解を伺いたい。

椎名毅君（結い）

- ・国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大と検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大については、別の論点として整理すべきで連動させる必要はないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・平成24年6月19日参議院法務委員会の最高裁判所長官代理者の答弁によると「弁護士付添人が選任されている一方で検察官の関与がないという事件におきまして、これまでのところ、事件の関係者等から審理のバランスを欠いているといった批判があったというふうには承知いたしておりません。」とのことであるが、この認識は今でも変わらないのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・検察官関与の対象範囲が広がることにより、少年審判事件が少年刑事事件に近づき、少年法の大きな理念から乖離していると感じるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・家庭裁判所における少年審判において、請求により国選付添人を付けることを採用しなかった理由について、伺いたい。

小田原潔君（自民）

- ・詐欺、恐喝、強制わいせつ事件を犯した少年審判において、自由に話をさせたことにより、罪を犯さなくなったという事実はあるのか、村井参考人に伺いたい。
- ・国選付添人の付いた事件で少年の嘘の供述による事実

認定が行われた事例があるため、第三者として検察が関与した方が正しい事実認定が行われると考えるが、村井参考人及び坪井参考人の見解を伺いたい。

- ・少年に対する刑を軽くすれば再犯率が下がり、更生率が上がるというのであれば、定量的にそれを示していただきたいが、そのような統計があるかどうか、村井参考人に伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・少年事件において加害少年に付添人が付くことのメリットについて、坪井参考人に伺いたい。また、被害弁償等の被害回復における付添人の役割、付添人が付くことのメリットについて、武参考人に伺いたい。
- ・適切な事実認定は加害少年の更生の前提として重要であるとの武参考人の意見について、坪井参考人及び村井参考人の見解を伺いたい。
- ・法制審議会少年法部会において、東京家庭裁判所裁判官の委員が、事実認定に検察官の関与が必要な場合がある旨の意見を述べていることについて、村井参考人の見解を伺いたい。
- ・被害者支援としてどのようなことを望んでいるか、武参考人に伺いたい。

横路孝弘君（民主）

- ・法制審議会において、現行法では罪を犯した少年に対し適切な科刑を行うことができないという議論が行われていたが、坪井参考人の見解を伺いたい。
- ・平成13年を境として、不定期刑を言い渡された少年の仮釈放の執行状況が変化していることについて、小木曾参考人及び村井参考人の見解を伺いたい。
- ・ぐ犯少年が国選付添人制度の対象とされていないことについて、坪井参考人の見解を伺いたい。
- ・国選付添人が家庭や学校などの非行少年の周辺環境を十分把握する等により、少年法の理念に沿った少年一人一人のニーズに合った処遇を行うことが重要と考えるが、村井参考人の見解を伺いたい。

西田讓君（維新）

- ・我が国は、一部の外国とは違い、子どもの権利が侵害される国ではなく、国際機関から勧告を受けるような状況ではないと思うが、国際的に見て、我が国の少年事件については、子どもの権利がないがしろにされているのか、坪井参考人及び村井参考人の見解を伺いたい。
- ・今回の改正が、厳罰化であるとのミスリードの報道がなされているが、厳罰化でないと明確に伝える方策について、小木曾参考人の見解を伺いたい。

- ・被害者の弁護士費用の国費負担について、どのような意見をお持ちか、武参考人に伺いたい。

椎 名 毅君（結い）

- ・検察官関与制度の対象事件を拡大することは、少年法の理念から外れると考えるが、坪井参考人及び村井参考人の見解を伺いたい。
- ・検察官関与制度の対象事件の拡大は、検察官が被害者の代弁を行うという意味では刑事事件の裁判と非常に類似してくるのではないかと考えるが、小木曾参考人の見解を伺いたい。
- ・被害者保護のためには、犯罪被害者給付制度や被害者参加人のための国選弁護制度といった現状の制度の充実を図ることが必要であると考え、武参考人の意見を伺いたい。

門 博 文君（自民）

- ・法改正により無期刑の緩和刑の幅を広げること等を受けて、厳罰化につながるのではないかと意見があるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・文部科学省では、将来の犯罪を抑止するという観点か

ら、教育現場で子どもに対し、少年法の内容等について教えているのか、あるいは、今後教えようと考えているのか、伺いたい。

- ・今回少年法の改正が行われることにより、主に更生や矯正などの観点から、直接的あるいは間接的にもたらされる効果について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・少年犯罪の被害者の声をどのように理解して修正案を提出したのか、修正案提出者に伺いたい。

遠 山 清 彦君（公明）

- ・神奈川医療少年院の体育館が老朽化しており、来年度中にも修繕に着手して頂きたいが、修繕着手の時期はいつ頃になるのか、見解を伺いたい。
- ・国選付添人選任事件が大幅に増加することにより、国選付添人の質が低下するのではないかという懸念があることについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・国選付添人の選任増に対応するための予算措置の内容を伺いたい。また、国選付添人の選任に保護者の資力要件を設けなかった理由について、法務大臣の見解を伺いたい。